

2011年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

出題の意図は、学校教育において、学校の教育方針と親の教育権とが対立した場合に、それをどのように調整するかを問うことにあり、教育を受ける子の教育への希望との対立についても付加的に問うている。性教育を挙げたのは、それが学校の教育内容決定・選択権の範囲に含まれるか、親の教育権に属するものなのかが基本的に重要な論点であるからである。

論点は、前提問題として、人権規定の私人間効力が問題となり、間接適用説による等価的衡量の必要性に論及すべきである。また、学校の教育権の内容と憲法上の根拠、親の教育権と憲法上の根拠についても、論及してほしいところである。

中心問題は、問題文に指摘しているように、親の教育権との関係では、①従来の教育方針の不当な変更か、②性教育は本来家庭で行われるべきであり、親の教育の自由に属するのではないか、③性教育を学校が行うことは教育の本来の使命を逸脱するのではないか、という点である。また、生徒との関係では、④性教育が生徒の教育を受ける権利を侵害しないかが問題となる。

結論として、違憲論もとりうるが、概して違憲とするのは難しいであろう。それは、性教育がすでに学校教育で取り入れられており、受験者にとっては、それが「家庭の問題」とみる見解に依拠することが難しかったからである。ただ、「親の教育権」の意味を十分配慮することを含めて、上記の①～④について、十分な衡量を行い、説得的な理由づけによって結論を導き出すことがきわめて重要である。具体的な理由をいろいろと検討して論じている答案が高く評価されている。

以上